

独立行政法人経済産業研究所役員給与規程

〔平成 13 年 4 月 1 日〕
規 程 第 2 1 号

改正	平成 13 年 12 月 7 日	平成 13・11・30 独経研第 2 号
改正	平成 14 年 12 月 10 日	平成 14・12・2 独経研第 6 号
改正	平成 14 年 12 月 18 日	平成 14・12・10 独経研第 2 号
改正	平成 15 年 6 月 15 日	平成 15・6・4 経研第 4 号
改正	平成 15 年 11 月 11 日	平成 15・10・7 独経研第 1 号
改正	平成 17 年 12 月 1 日	平成 17・11・28 独経研第 1 号
改正	平成 21 年 12 月 7 日	平成 21・12・7 独経研第 1 号
改正	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23・3・25 独経研第 8 号
改正	平成 24 年 3 月 30 日	平成 24・3・22 独経研第 16 号
改正	平成 27 年 10 月 1 日	平成 27・9・28 独経研第 1 号
改正	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28・2・25 独経研第 4 号
改正	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28・3・28 独経研第 30 号
改正	平成 29 年 2 月 28 日	平成 29・2・20 独経研第 9 号
改正	令和 6 年 2 月 8 日	令和 6・2・6 独経研第 3 号
改正	令和 7 年 1 月 28 日	令和 7・1・24 独経研第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与について定めることを目的とする。

2 役員給与は、その役員の業績を考慮して定めるものとする。

3 この役員給与規程は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬及び経済産業研究所の実績、その他の事情を考慮したものとする。

(役員給与)

第 2 条 役員給与は、常勤役員については基本俸給、通勤手当及び業績給とし、非常勤役員については非常勤役員手当及び通勤手当とする。

2 常勤役員の基本俸給は、本俸月額に特別都市手当を加えた額に 12 を乗じて得た額に、賞与を加えた額とする。

3 常勤役員の本俸月額、特別都市手当及び通勤手当は、毎月の支給定日に支払うものとする。

4 非常勤役員の非常勤役員手当は、月額又は日額に理事長が認めた日数分を乗じた額と

し、非常勤役員手当及び通勤手当を毎月の支給定日に支払うものとする。

(給与の支給日)

第3条 給与(賞与及び業績給を除く。)の支給定日は、毎月18日とする。ただし、支給定日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日とする。

(本俸)

第4条 常勤役員の本俸月額はその各号に掲げる額とする。

- 一 理事長 月額 1,177,400円
- 二 理事 月額 922,900円

(非常勤役員手当)

第5条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 非常勤理事 月額 426,000円又は日額 50,800円
- 二 非常勤監事 月額 426,000円又は日額 50,800円

(新たに役員となった者及び役員でなくなった者の給与)

第6条 月の初日以外の日において新たに任命された役員及び月の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡した役員の給与(賞与及び業績給を除く。)の額は、日割り計算で支払う。

- 2 前項の日割り計算については、研究所職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第12条の規定を準用する。

(賞与)

第7条 賞与は、毎事業年度6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ6月30日、12月10日に支給する。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、若しくは通則法第23条第1項及び第2項第1号に該当して解任され、又は死亡した常勤役員については、基準日に在職していたものとみなす。なお、基準日前に引き続き国家公務員となるため退職した常勤役員に対しては、賞与は支給しない。

- 2 賞与の年額は、基準日(前項後段の規定に基づき、支給される場合、当該常勤役員が退職し、若しくは通則法第23条第1項及び第2項第1号に該当して解任され、又は死亡した日。)における、当該常勤役員が受けるべき本俸月額に特別都市手当の月額を加えた額に100分の281.4を乗じて得た額とする。
- 3 賞与は、当該年度の6月30日に支給する場合には賞与の年額に100分の50、12月10日に支給する場合には賞与の年額に100分の50を乗じて得た額に、職員給与規程第24条第3項表3に規定する在職期間に準じた割合を乗じて得た額を支給

する。

- 4 基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員から引き続き常勤役員となった者（独立行政法人経済産業研究所役員退職手当規程第5条の2第1項又は第3項に規定する者に限る。）については、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を常勤役員としての引き続きいた在職期間と見なす。

（特別都市手当）

第8条 特別都市手当は、第4条に規定する本俸月額に100分の12の割合を乗じて得た額を月額として常勤の役員に支給する。

（通勤手当）

第9条 通勤手当は、職員給与規程第19条に規定する通勤手当の支給要件に準じて、役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額は、職員給与規程第19条に規定する例に準じた額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は職員給与規程の例に準じる。

（業績給）

第10条 業績給は、経済産業大臣の当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果（以下「評価結果」という。）の通知を受けた日から起算して、原則一月を越えない日に、前年度において在籍した常勤役員に対して支給する。

- 2 前年度の初日以外の日において新たに任命された常勤役員及び前年度の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡した常勤役員の業績給の額は、日割り計算で支払う。
- 3 前項の日割り計算をするときは、業績給の年間相当額を当該年度の暦日数で除した額を一日分とする。
- 4 理事長の業績給の額は、経済産業大臣の業務の実績に関する評価の対象とされた年度において理事長として支給された本俸月額に100分の381.3を乗じて得た額に、次の表に定める評価結果に即した割合を乗じて得た額とする。

評価結果	割合
S 評価	100 分の 100
A 評価	100 分の 75
B 評価	100 分の 50
C 評価	100 分の 25
D 評価	100 分の 0

- 5 常勤役員（理事長を除く。）の業績給の額は、評価結果及び役員としての業務に対する

貢献度等を総合的に勘案し、前項を準用して理事長が決定するものとする。

附 則 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13・11・30 独経研第 2 号）

この規程は、平成 13 年 12 月 7 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14・12・02 独経研第 6 号）

1. この規程は、平成 14 年 12 月 10 日から施行する。ただし、改正前の第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定は、平成 15 年 3 月 31 日までの間、なお効力を有し、改正前の第 7 条第 2 項中「100 分の 155」を「100 分の 98.75」と、「100 分の 55」を「100 分の 18.75」と読み替えるものとする。
2. 経済産業省独立行政法人評価委員会が行った平成 13 年度の業績評価の結果の賞与への反映については、平成 14 年 12 月 10 日又は平成 15 年 3 月 15 日に支給する賞与において、理事長が平成 13 年度中に支給された賞与の額の 100 分の 25 の範囲内で増額又は減額することができるものとする。
3. 平成 14 年 12 月 10 日に支給する賞与に関する特例措置として「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（平成 14 年法律第 106 号）附則 5 の規定を準用し支給する。

附 則（平成 14・12・10 独経研第 2 号）

この規程は、平成 14 年 12 月 18 日から施行する。

附 則（平成 15・6・4 独経研第 4 号）

この規程は、平成 15 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（平成 15・10・7 独経研第 1 号）

1. この規程は、平成 15 年 11 月 11 日から施行する。
2. 平成 15 年 12 月に支給する賞与の額は、改正後の第 7 条の規定にかかわらず、この規定により算定される額から、改正前の第 7 条第 3 項の規定に基づき 6 月 30 日に支給された賞与の額から改正後の規定により算定される 6 月 30 日支給の賞与の額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成 17・11・28 独経研第 1 号）

1. この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
2. 平成 17 年 12 月 9 日に支給する賞与の額は、第 7 条第 3 項中「12 月 10 日に支給する場合においては賞与の年額に 100 分の 50 を乗じて得た額に」を「本俸月額に都市特

別手当の月額を加えた額に 100 分の 146 を乗じて得た額に」と読み替えるものとする。

3. 平成 17 年 12 月 9 日に支給する賞与に関する特例措置として「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 113 号）附則第 5 条の規定を準用する。

附 則（平成 21・12・07 独経研第 1 号）

1. この規程は、平成 21 年 12 月 7 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
2. 平成 21 年 12 月に支給する賞与の額は、規程第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、改正前の第 7 条の規定に基づき 6 月 30 日に支給された賞与の額と改正後の第 7 条の規定に基づき算定される賞与の額を調整することとし、改正前の規定に基づき支給された本俸月額及び特別都市手当の支給額と改正後の規定を適用したものとして算定された本俸月額及び特別都市手当の差額に相当する額を減じるものとする。

附 則（平成 23・3・25 独経研第 8 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24・3・22 独経研第 16 号）

1. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
2. 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間（以下「特例期間」という。）に支給する毎月の給与については、平成 24 年 4 月 1 日付施行の「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成 24 年法律第 2 号）第 9 条の規定を準用し、第 4 条に規定する本俸月額の支給に当たっては本俸月額に 100 分の 9.77 の割合を乗じて得た額を減ずることとする。また、特例期間において、第 5 条に規定する非常勤役員手当については、同条に規定する日額に 100 分の 10 の割合を乗じて得た額を減じた額を日額として、支払うこととする。
3. 第 8 条に規定する特別都市手当の額の算出に当たっては、前号の規定に基づく減額後の額を基礎とする。
4. 特例期間中の第 7 条に規定する 6 月及び 12 月の賞与の支給に当たっては、当該役員が受けるべき賞与の額に 100 分の 9.77 の割合を乗じて得た額を減ずることとする。

附 則（平成 27・9・28 独経研第 1 号）

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28・2・25 独経研第 4 号）

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28・3・28 独経研第 30 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29・2・20 独経研第 9 号）

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6・2・6 独経研第 3 号）

この規程は、令和 6 年 2 月 8 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7・1・24 独経研第 2 号）

この規程は、令和 7 年 1 月 2 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。